

令和5年度

介護ロボットマスター育成講習

実践編

〈移乗支援機器〉

作成 麻生教育サービス株式会社

監修 北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室

## 目次

1. 介護ロボット等導入の意義 .....	1
2. 移乗支援機器の種類とその選定 .....	5
3. 移乗支援機器の活用方法と効果 .....	9
4. 介護業務の標準化 .....	12

介護ロボットマスター育成講習実践編では、介護現場の課題、目的に応じて介護ロボット等を適切に選定し効果的に活用できる知識の習得を目指します。

具体的には、本講習を受講することによって、当該分野の機器の導入に際して、それぞれの現場での課題に適応した介護ロボット等の選定、活用がスムーズに進められるよう、活用する環境や対象となる利用者の評価、それらを踏まえた活用マニュアルの作成などが主体的に実施できるようになることを目指します。

## 1. 介護ロボット等導入の意義

### 1-1 介護ロボット等導入は目標達成の手段の一つ

高齢人口の高止まり、生産年齢人口の減少という人口構成の変化により、介護現場でも人材の確保がより困難になっています。今後見込まれる介護人材不足の状態においても、現状の介護の質を落とすことのない持続可能な介護の実現が早急に求められています。このためには、働きやすい職場づくりや、多様な人材の活用、介護ロボットや ICT 機器といったテクノロジーの活用が必須となっています。また、介護ロボットや ICT 機器の活用は、科学的介護の実践を助け、介護の質向上に寄与することが期待されています。

実際の機器導入に際しては、まず法人・施設としての課題が何であるのかを把握することが必要です。そのうえで、法人・施設としてどうしたいのかというゴール設定を定めることが大変重要となります。それぞれの法人理念、施設理念を踏まえ、どんな介護を提供したいのか、どういった職場にしたいのかなどを検討し、経営層、現場職員が一丸となって同じ方向を向くことが、介護ロボット等導入の成功の鍵となります。そして、定めたゴールに到達するという目的のためにどうすべきかを考え、個々の目標を設定します。その目標達成の手段の一つとして介護ロボットや ICT 機器の導入を検討しましょう。

☞業務課題の抽出・分析については、介護ロボットマスター育成講習管理編にて詳しく解説します。

### 1-2 介護ロボット等は業務改善のための道具

介護ロボット等の導入は業務を効率化し生産性を向上させることができますが、現状の皆さんの職場にそのまま導入するだけでは不十分です。介護ロボット等はあくまで、業務改善のための道具であり、それらを扱う介護職員が使いこなすことができ初めてその効果を最大限に発揮することができます。

介護ロボット等は介護職員の替わりになるわけではありません。介護業務のすべてを任せることができ自力でやってくれるわけではないのです。また、介護ロボット等を導入するだけで介護の質を高めてくれるわけでもありません。介護職員の皆さんが介護ロボット等を上手に使いこなし、業務の中に余裕時間を作るこ

とが重要なのです。そうして生まれた余裕時間を、直接介護に充てたり、研修に充てたりすることで、介護の質を高めることができるのです。

このように、介護ロボット等を道具として使いこなすには、介護職員の皆さんも変わる必要があります。これまでではなかった道具を新たに使うことができるようになるのですから、それらを使う側の働き方も変えていく必要があります。まして、介護ロボットや ICT 機器はこれまでの福祉用具よりも格段に多くのことをこなすことができるため、介護業務はその分大きく変わる必要があります。

介護ロボットや ICT 機器を使いこなすことができれば、負担軽減や介護の質の向上だけでなく、膨大なデータの活用等による新たなエビデンスの獲得や、利用者の状態予測なども可能になるといわれています。これらにより、科学的な介護の実践や、先回りの介護を提供する予測型介護の実現が可能となります。これらは人材不足や要介護高齢者の増加といった課題を乗り越える方策として大いに期待されています。また、介護職員のステータスアップにもつながるといえます。

### 1-3 移乗支援機器を何のために導入するのか

介護現場では、腰痛によりやむなく休職や離職となる事例が多く、人手不足に拍車をかけています。介護職員を対象に実施されたアンケート調査（図 1）では、約 3 割の介護職員が腰痛を含む身体的負担の大きさに悩んでいる実態が見て取れます。

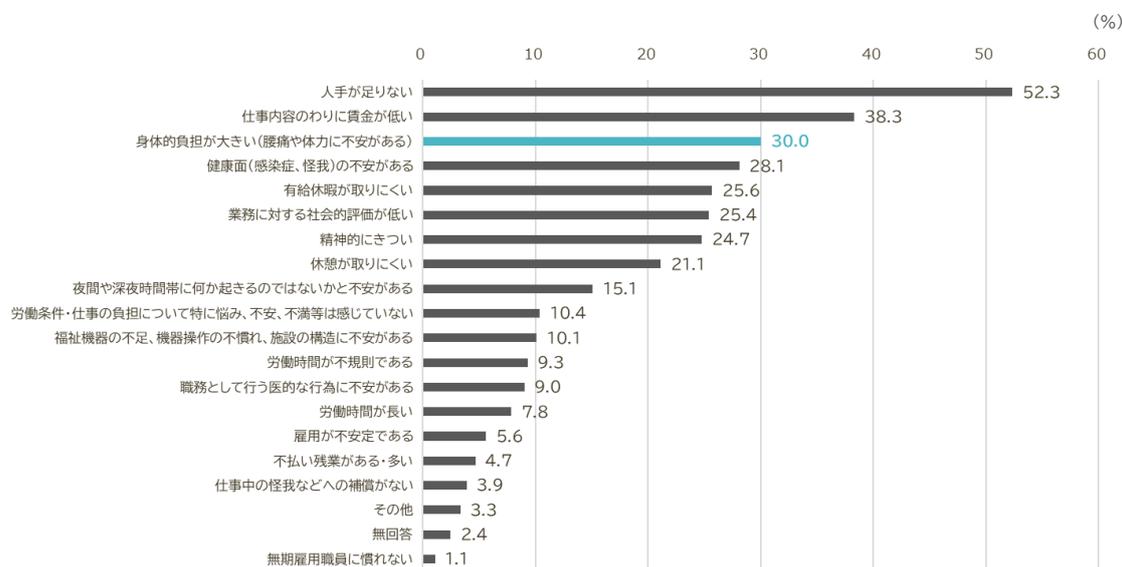


図 1 労働条件等の悩み、不安、不満等（複数回答可）

出展：公益財団法人介護労働安定センター 令和 3 年度介護労働実態調査 介護労働者の就業実態と就業意識調査 結果報告書をもとに作成

一方、平成 25 年に示された「職場における腰痛予防対策指針」では、福祉・医療分野等における介護・看護作業の腰痛予防対策として、表 1 の項目についてリスク回避・低減措置の検討及び実施をするよう定めています。また、人力による重量物の取り扱いについては、取り扱う対象物の重量を、男性では体重の概ね 40%以下（体重×0.4=可能重量）、女性では男性が取り扱う重量の 60%位（体重×0.4×0.6=可能重量）までとするよう定められています。

表 1 職場における腰痛予防対策指針

- |                  |
|------------------|
| (1) 対象者の残存機能等の活用 |
| (2) 福祉用具の利用      |
| (3) 作業姿勢・動作の見直し  |
| (4) 作業の実施体制      |
| (5) 作業標準の策定      |
| (6) 休憩、作業の組合せ    |
| (7) 作業環境の整備      |
| (8) 健康管理         |
| (9) 労働衛生教育等      |

出展：厚生労働省 職場における腰痛予防対策指針（平成 25 年）をもとに作成

しかし、実際の介護現場では、危機意識の欠如や人手不足、対策コストの不足等により、腰痛予防対策が徹底されているとは言い難い現状があります。全産業の業務上疾病（腰痛）の発生件数（図 2）を見ると、他の産業では概ね現状維持から改善傾向にあるのに対し、介護を含む保健衛生業のみが右肩上がりに悪化している状況がわかります。

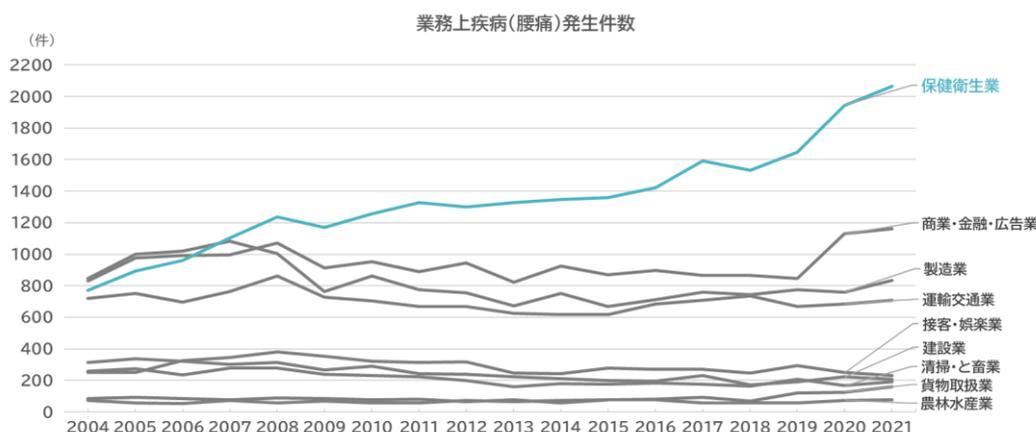


図 2 業務上疾病（腰痛）発生件数

出展：厚生労働省 業務上疾病発生状況等調査をもとに作成

こうした状況を改善し、より良い労働環境を構築するためには、上述した表 1 の対策を実施することが重要です。その内、移乗支援機器は、（１）対象者の残存機能等の活用、（２）福祉用具の利用、（３）作業姿勢・動作の見直し、（５）作業標準の策定、（７）作業環境の整備に関わっています。次にこれら 5 つについて留意点等を含め概説します。

#### <対象者の残存機能等の活用>

介護ロボットを含む福祉機器を導入、活用するうえで、対象となる利用者の評価をおろそかにしてはいけません。利用者の身体機能、精神機能を評価し、残存機能を生かし自立を支援することができる機器を選定します。

#### <福祉用具の利用>

介護ロボット等は従来の福祉用具とは切り離されて扱われることも多くありますが、導入に当たっては、その区別なく利用者に最適な機器を選定することが最も重要です。スライディングシートやトランスファーボード、リフトやスタンディングマシーンなどと併せて移乗支援機器の情報を収集し、利用者にとって最適な機器を選定します。また、必要に応じ介護職員自身の身体的負担を軽減することができる移乗支援機器の導入を検討します。

#### <作業姿勢・動作の見直し>

まずは、現状について評価を行います。どの介護業務、場面で腰痛等の発生リスクが高い不良姿勢が多いのかを評価し、導入機器の検討を行います。導入後は、機器活用に合わせた介護業務の変更を検討し、実践します。

#### <作業標準の策定>

機器を活用した介護業務の手順を検討し、業務の標準化、マニュアル化を行います。介護ロボット等を導入する上では、事前に業務の標準化、マニュアル化をしておくことが成功の鍵となります。また、介護ロボット等の導入は介護業務の標準化の大きなきっかけにもなります。

☞介護業務の標準化については後述します。

#### <作業環境の整備>

より快適に利用者に過ごしていただくために施設内の環境を整えることはもちろんですが、介護業務をより安全に実施するうえでも、環境整備は非常に重要です。介護ロボットに限らずあらゆる機器を活用するためには、対象者だけでなく使用環境との適合を図る必要があります。安全かつ効果的な機器活用を進めるためには、使用する場所・保管する場所等の環境整備は欠かせません。

## 2. 移乗支援機器の種類とその選定

移乗支援機器は、介護職員が操作することで、利用者の立ち上がりや立位保持、移乗動作をサポートし、介護する側、される側双方の身体的負担の軽減を図る機器です。従来のリフトやスタンディングリフトとの違いは、センサーによる姿勢制御や緊急停止が可能である点です。

機器自体大きく、重量がありますがキャスターが付いているため、支え上げた状態で機器ごと向きを変えことができ、ベッドから車椅子、車椅子からベッドなどへと移乗が行えます。また、駆動が穏やかで指先だけで操作できることから、利用者の状態や姿勢をしっかりと確認しながら操作することができます。

### 2-1 移乗支援機器の種類

特に定められた分類はありませんが、ここでは移乗支援機器を3つに大別し概説します（図3）。

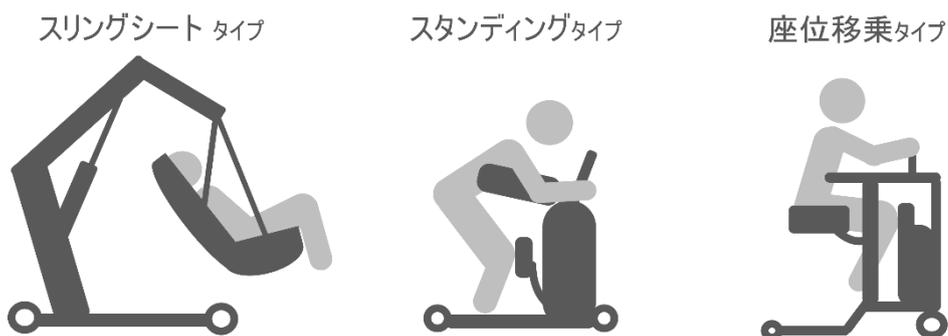


図3 移乗支援機器

#### <スリングシートタイプ>

従来のスリングシートを用いたリフトと同様に、利用者の体の下に敷いたスリングシートによって利用者の体（基本は膝より上部）を包み込むように支え上げ、ベッドや車椅子からの移乗を行います。対象となる利用者は臥位以外の姿勢保持が自力では困難な方です。本体にあるスイッチやリモコンを操作し、スリングシートの高さ（上下）を無段階で調整し、支え上げます。機器によっては、支え上げた利用者の体の前後の角度（ティルト）を無段階で調整することができるものもあります。なお、このタイプは方向転換等する際に支え上げられている利用者が揺れてしまうことがありますが、中にはストラップが短いもしくは無いものや、揺れにくい構造のハンガーにより揺れを抑えている機器もあります。また、従来のリフトと同様に利用者の身長、体重、ケア場面等様々な要素に合わせた形状や素材のスリングシートを選択することができます。

一方、車椅子へ着座する際に、車椅子のセッティングを含めた操作に特定の手順を踏むため、扱いに慣れるまで時間を要することが想定されます。

### <スタンディングタイプ>

従来のスタンディングリフトと同様に、ベッドや車椅子に座っている利用者を前方から支えながら立ち上げ、立位の姿勢にして移乗を行うものですが、機器はリモコンや本体に設置されたスイッチを操作することで駆動します。対象となる利用者は座位を保つことができるものの、立ち上がりや立位（足の踏み替え含む）に不十分さがある方です。ただし、立位での姿勢保持は必要であるため利用者は多少なりとも足を踏ん張る事ができ、持ち手を把持する力が必要になります。このタイプは基本的に利用者の腰回りや臀部には何も付けないため、下衣着脱介助を伴う排泄や更衣の場面でも活用することができます。一方、機器によって利用者の立位姿勢が前かがみになるもの（以下、前かがみ式）とほぼ直立になるもの（以下、直立式）とがあり、それぞれ適合する利用者の身体機能が異なります。では、次に前かがみ式と直立式それぞれの特徴について概説します。

前かがみ式は厚みのあるパット部を利用者の胸、腋窩～体幹、膝に当てがい、体重を前方に預けながら電動で立ち上げ、前かがみの姿勢にします。そのため、他の移乗支援機器と比べセッティングの手順は少なく済みます。一方、前かがみの姿勢で立ち上がる事により腋窩や胸部、腹部の圧が高まるため胸部疾患を持たれている方や胃ろうの方には適しません。また、足関節が背屈するため、拘縮などがある方へは使用が望ましくない場合があります。

直立式はパット部等で前方から膝を、スリングで後方から体幹（主に背中）を支えながら立ち上げ、直立の姿勢にします。そのため前かがみ式のように腹圧が高まったり胸部に圧がかかることはありません。一方、立ち上がりにおける正常動作（前かがみになり重心を前方へ移し立ち上がる）とは違う、常に後ろにもたれた後方重心のまま立ち上がるという動きをする必要があります。そのため、円背などによって後方重心が困難な方や正常動作とは違う動きを行うことへの理解が困難な方には機器が適合しない場合があります。

### <座位移乗タイプ>

ベッドや車椅子に座っている利用者をその姿勢のまま移乗させることができるもので、対象となる利用者は座位を自立で保つことができるが、立ち上がりや立位が困難な方です。大腿部や臀部をプレートで支え上げるもの（以下、プレート式）とサドル部で臀部を支え上げるもの（以下、乗り込み式）とがあり、両者とも体幹をベルトもしくはスリングで支え座った姿勢を保持します。また、機器によってはそのまま移動手段として使用できるものもあります。座面の高さは電動で調整でき、利用者が移乗前に座っている座面高に合わせて使用します。次にプレート式と乗り込み式それぞれの特徴について概説します。

プレート式は、プレートが中央から左右水平に手動で開閉する仕様で、移乗前に利用者が座っている座面（臀部や大腿後面の下）にプレートを差し込みセッティングします。この際、利用者の体を左右に傾けたり、下肢を持ち上げてプレートを差し込む隙間を確保する必要があります。中にはスリングを電動で上下させることで利用者をプレートから支え上げ臀部を浮かし、下衣操作を行うことができるものもあります。なお、スリングがない機器でも臀部は支持せず大腿部のみをプレートで支える機構となっているため、下衣操作が行えるようになっています。そのため、トイレ動作や更衣の場面でも使用できます。ただし、機器によっては座位で前傾姿勢になることを使用条件としているものもあり、その場合、円背や骨盤が後傾

気味の方には適合しないことがあります。

乗り込み式は、機器のサドル部を利用者の正面に設置し、サドルにまたがる要領で利用者自身が臀部を前方へずらして移動し乗り込む仕様で、その際に必ず動揺（特に前後方向）が生じます。そのため、利用者には、その状況下でも姿勢を保持し、臀部を前方移動させる身体能力が必要となります。また、サドル部に臀部が接触しているため、下衣操作が必要な更衣や排泄場面で使用する場合は、立ち上がりと立位保持ができなければ活用できません。一方、臀部をしっかりと支持しているため、移動手段として使用することができます。

## 2-2 移乗支援機器選定の目安

利用者の ADL 場面での介助量や姿勢保持能力によって適応する機器のタイプは図 4 のように示されます。ただし、機器によって利用者のどの動作をサポートするかが異なるため、利用者の身体機能、ADL を十分に評価し、スライディングボードなど他の移乗支援用具も含めて適応を検討していくことが重要です。加えて、介護する側も展示会やメーカーによる勉強会などを通じて機器を体験・体感し、その特徴を詳細に把握しましょう。これらにより、介護職員の負担軽減だけでなく、利用者の自立支援につながる機器を正しく選定することができます。また、移乗支援機器は重量や大きさがあり、セッティングや操作に多少なりとも時間を要します。そのため、どんな環境で使用するのか、今使っている用具や建具等との相性はどうか、どこで保管をするのか、どういった動線で使用するのか等を事前に確認・検討することも重要になります。このように機器の特徴、利用者の状態、使う環境が相互に大きく関連するため、各項目を十分に確認し、結び付けて考えた上で選定しましょう（表 2）。



図 4 利用者の状態と機器の適応

表2 選定における確認事項

【対象となる利用者】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体機能を十分に活かすことができるか</li> <li>・残存機能を阻害しないか</li> <li>・対象となる利用者は何人いるか（機器導入数に関係）</li> <li>・利用者の適応と禁忌がどうなっているか</li> </ul>
【サイズ・重量】 大きく、重い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用場所（介護職員が動くスペース含め）に十分な広さを確保できるか</li> <li>・邪魔にならず、かつ使いたいときにすぐ使える保管場所を確保できるか</li> <li>・効率良く使用する動線が確保できるか</li> <li>・機器の移動に影響する床材や床面などではないか</li> <li>・人が乗った状態での操作（取り回し）はスムーズに行えるか</li> <li>・機器の脚部（キャスター）が使用しているベッドの下に入るか （ベッドでの移乗の際、必ず機器の脚部をベッドの下に入れ込むため）</li> <li>・機器の脚部と脚部間の幅が使用している車椅子や便器より広いのか</li> <li>・他の用具や建具に機器の幅、奥行、高さ等が干渉することはないか</li> </ul>
【使用環境】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する環境下での使用が可能か（防水や防塵等）</li> </ul>
【操作手順】 都度、一定の操作手順が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一連の操作が使用する場面に適した所要時間で行えるか （例：排泄場面で使用する際、セッティングに時間がかかると間に合わない）</li> <li>・他の業務と時間の兼ね合いを調整して使用できるか</li> <li>・介護職員の身体的負担の軽減につながるか</li> <li>・介護職員がどういった姿勢でセッティングするのか（セッティング時の負担）</li> </ul>
【耐荷重・適応身長】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる利用者の体重でも使用可能か（概ね 100 kg 前後）</li> <li>・対象となる利用者の身長でも使用可能か</li> </ul>
【管理・保管】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充電は取り外し式か直接充電式か（保管場所とコンセントの位置が影響）</li> <li>・付属品なども含め保管や衛生管理はどのように行うのか</li> <li>・メーカーや代理店等のサポート体制はどうなっているのか（費用の有無含む）</li> </ul>
【価格】 100万円前後のものが多く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金繰りができるか（補助金等も活用可能か）</li> <li>・ランニングコストはいくらか（消耗品の有無や故障時のコスト等）</li> <li>・リースか購入か</li> </ul>

### 3. 移乗支援機器の活用方法と効果

#### 3-1 移乗支援機器の活用方法

移乗支援のために開発された機器ですが、それ以外の場面でも活用することができます（表3）。

表3 活用場面

<ul style="list-style-type: none"><li>・起床、就寝時のベッド⇔車椅子の移乗</li><li>・トイレ誘導時の車椅子⇔便座の移乗</li><li>・トイレでの下衣着脱介助時の姿勢保持（立位 or 座位）</li><li>・食堂での車椅子⇔食事用椅子の移乗</li><li>・ベッドからトイレまでの短距離移動</li><li>・入浴前後の下衣着脱介助時の姿勢保持（立位 or 座位）</li><li>・入浴前後の車椅子⇔シャワーチェアの移乗</li><li>・余暇時間に窓の外を眺める際の立位保持</li><li>・シーツ交換時の一時的なベッドからの離床</li><li>・車椅子上で姿勢が崩れた際の座り直し</li></ul>	など
---	----

ただし機器の仕様や特徴によって、使用可否が異なります。メーカーや代理店へ十分に確認した上で、有効的に活用しましょう。

そして実際に運用する際は、基本的な使い方（リスク管理含む）に加え、表4に示す留意事項を職員間で共有するようにしましょう。

表4 運用における留意事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・使用時に機器の接続や配置が適切に行えているか、毎回確認しましょう。</li><li>・使用に危険を感じた場合には運用を中止しましょう。</li><li>・機器の不良や操作上での不明点が生じた場合に備え、メーカーや代理店の連絡先を明確にしておきましょう。</li><li>・機器を取りに行く、利用者の体にセッティングする、機器を片付けるといった手間が必ず増えます。導入目的を正しく理解し、機器の効果的/効率的な使用に向け業務手順の見直し等を行い、一日の業務においてどの利用者にどの場面で使用するかを明確にし、業務内容に落とし込んでいきましょう。</li><li>・機器を複数の利用者で共用する場合は、それぞれの利用者が使用できるようケアのスケジュールを無理のない範囲で調整し、業務内容に落とし込んでいきましょう。</li><li>・機器を導入したことで目的が達成できているか、想定していた効果が出ているかを確認し、適宜活用マニュアル等を見直しましょう。</li></ul>
--

機器を使用することで介護職員の身体的負担が減り、安全に介助が行えるといった精神的な「ゆとり」が生まれます。一方、どの場面においても利用者の身体に機器を近づけて使用するため、機器の一部が利用者の体に衝突するリスクや利用者によっては初めて見る大きな機器に不安を抱いたり、これまでとは違う介助の仕方に戸惑いを抱かれる場合があります。そのため、生まれた「ゆとり」を用いて、機器の活用及び操作を慎重かつ適切に行いながら、利用者の表情や言動に注意を向け、丁寧な声かけや対応を心がけましょう。

また、対象となる利用者一人一人の状態は異なるため、機器の操作手順だけでなく、利用者ごとに注意する事柄も含めた手順書等を作成し、全介護職員がすぐに確認できるよう保管場所を検討・決定します。なお、文章のみでは把握しづらいこともあるため、写真付きなどで作成すると良いでしょう。

管理に関しては、保管場所を決め全職員に周知し、使用後は必ず所定の場所に戻すよう徹底します。併せて、バッテリーの充電についてもルール化します。誰が、どのタイミングでバッテリーを充電するのか、あるいは本体にセットするのか等を後述する活用マニュアル（図 5）に明記します。加えて、衛生管理についても徹底します。利用者の体に接触する部分の消毒方法や洗浄の仕方を取扱説明書やメーカーより確認し、それぞれに適した洗浄、衛生管理を徹底しましょう。

これらを適切に行うことにより、日々のケアの中でムリなく機器を活用することができ、介護職員の身体的負担軽減と利用者の自立支援に資することができるのです。

### 3-2 移乗支援機器活用の効果

移乗支援機器を活用することにより、利用者と介護職員の双方に有用な効果があります。利用者にとっての効果は、人力での介助に比べ身体的負担（苦痛や痛み）やリスク（表皮剥離や転落）を軽減するとともに、残存機能を最大限活かすことによる身体的・精神的機能及び ADL の維持・向上を図ることができる点が挙げられます。また、非接触での移乗介助を可能にすることから、新型コロナウイルス等の感染症対策としても期待されています。介護職員への効果としては、介助場面における腰などにかかる負担を軽減し、痛みや不安なく介護ができるようになる点が挙げられます。加えて、身体的負担への不安が軽減することで、精神的にもゆとりを持ってケアや業務に当たることができるようになります。このように利用者にとっても、介護職員にとっても機器を活用することで様々な効果が期待されます（表 5）。

表5 移乗支援機器活用の効果

<p>利用者への効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮下出血や表皮剥離などの不明外傷の予防</li> <li>・二次障害（交感神経優位による筋緊張亢進、拘縮、褥瘡等）の予防</li> <li>・転倒や転落のリスク軽減</li> <li>・職員に気兼ねなく移乗を依頼することができる</li> <li>・トイレで排泄する機会の増加             <ul style="list-style-type: none"> <li>→排泄の質向上</li> </ul> </li> <li>・離床の拡大とそれに伴う活動への参加機会の増加             <ul style="list-style-type: none"> <li>→身体機能や精神機能の維持・向上</li> <li>→他者（他利用者や職員）との交流の増加</li> <li>→生活にメリハリができる</li> </ul> </li> <li>・非接触による感染症予防</li> </ul>
<p>介護職員・施設自体への効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰痛やケガの予防</li> <li>・身体的、精神的負担の軽減             <ul style="list-style-type: none"> <li>→労働災害、休職、離職の低減</li> <li>→体力や体格の差による業務の偏りの軽減</li> <li>→人員配置の自由度の向上</li> </ul> </li> <li>・二人介助から一人介助への体制変更             <ul style="list-style-type: none"> <li>→一人は別の業務にあたることができ、業務効率化を図ることができる</li> </ul> </li> <li>・機器導入により職員の負担軽減を図っていることをアピールできる             <ul style="list-style-type: none"> <li>→求人活動へつなげることができる</li> </ul> </li> <li>・利用者への効果を施設の強みとして地域にアピールできる</li> </ul>

一方、誤った機器の取り扱いや運用をしてしまうと、効果を得どころか、活用にすら至らなかつたり、逆に利用者や介護職員の心身両面に負担がかかるといった事態を招きかねません。あくまでも入念な導入計画と運用方法を徹底することではじめて効果を生むことができるのです。

## 4. 介護業務の標準化

介護業務についてルールを明文化し、標準化しておくことは業務改善において非常に重要なことです。業務の標準化とは、誰が実施しても、いつ実施しても、誰に対応しても一定水準以上の介護を提供することができるよう、施設内のルールを定めマニュアル化することです。

こうすることで、新たな手法や、介護ロボット・ICT 機器のような新しい機器を導入する際にも、その定着をスムーズにし、助けることができます。

### 4-1 介護業務の標準化の意義

介護ロボット・ICT 機器の進歩は目覚ましく、非常に高度な機能を備えるようになってきました。しかし、それだけでは、介護業務を改善し、質の高い介護を提供することはできません。介護ロボット・ICT 機器はあくまで道具であり、介護の質向上や負担軽減といった目標を持った人が使いこなしてこそ初めてその効果を発揮します。また、介護ロボット・ICT 機器をただ導入するだけでは、その効果を最大化することができないばかりか、いずれ使われなくなってしまうということになりかねません。そうならないために、そして、介護ロボット・ICT 機器の導入効果を最大化するために、事前のアセスメントや介護業務の標準化を行います。また、こうした標準化は機器の活用自体にも言えることであり、従来の介護業務の標準化に加えて、介護ロボット・ICT 機器を活用した介護の標準化、そして、介護ロボット・ICT 機器の活用自体のマニュアルが必要になります。

### 4-2 介護業務標準化の効果

介護業務を標準化することにより、提供する介護サービスの質のバラツキをなくし、その質を一定以上に保つことができます。さらに、これは法人・施設全体のサービス品質の向上につながります。こうすることで、目の前の利用者の満足度を高めるだけでなく、将来的に選ばれる法人・施設となっていくことができます。

また、マニュアル化することで、業務の切り分けや、変更といったことにもすぐに対応できるため、介護ロボット・ICT 機器の導入に際しても、スムーズな定着を図ることができます。

具体的には表 6 のような効果があります。

表 6 介護業務標準化の効果

- ・介護職員ごとの介護業務のバラツキが少なくなる
- ・業務のムダを省き介護職員の負担軽減を図れる
- ・現状で最適かつ適確な「最良の方法」として介護職員同士で情報共有できる
- ・新入職員の教育訓練として活用できる
- ・定期的な見直しによりノウハウの蓄積が可能となる
- ・利用者の状況に応じた介護の提供方法の変更が容易になる
- ・利用者の QOL を高めるとともにプライバシー保護や権利擁護に配慮することができる
- ・新しい介護手法や機器導入に柔軟に対応できる

#### 4-3 介護業務の標準化のポイント

介護業務の標準化を考えるうえで、表 7 の項目に配慮するようにしましょう。こうしたポイントを考慮し、介護業務のルール化を進め、明文化していきましょう。

表 7 介護業務の標準化のポイント

- ・利用者の要介護度、健康状態（ケアプラン）
- ・利用者の身体機能・精神機能
- ・利用者の ADL
- ・利用者の動線
- ・利用者の習慣
- ・利用者の価値観・考え方（プライバシー保護や権利擁護）
- ・非常時における対応の仕方（マニュアルの整備）
- ・異常時の機器使用の中止基準（介護ロボット・ICT 機器の活用など）
- ・介護職員間の情報共有（ケアの優先順位など）
- ・介護における効率的な動線の検討 など

#### 4-4 機器活用マニュアルの作成

介護ロボット・ICT 機器を導入し、その効果を最大限に発揮させて活用するためには、従来の介護業務を変化させることも必要になります。介護ロボット・ICT 機器を取り込んだ新たな介護手順を検討し、マニュアル化することが大切です。そうして作成されたマニュアルは、一部の介護職員だけが理解できればよいものではありません。すべての介護職員が理解し、実践することができるマニュアルを作成しなくてはなりません。介護ロボット・ICT 機器の活用を最適化し、それらを用いた介護を標準化させていきます。

介護ロボット・ICT 機器に限らず、様々な機器にはメーカーが作成した取扱説明書が付属しています。取扱説明書には、一般的な操作方法や禁忌事項について書かれており、その機器の対象者の選定や保管場所の決定等において有用です。しかし、介護の対象となる利用者はその身体機能や精神機能等、個人差が大きいため、介護ロボット・ICT 機器の対象となる利用者の選定基準を明確にします。

次に、介護ロボット・ICT 機器を使用する環境について検討します。常時使用場所に置いておくことができない機器については、保管場所や動線を定め、整理整頓することも非常に重要です。使用するたびに違う場所に置かれていたり、介護職員や利用者の動線の邪魔になってしまえば、かえってムダが増えるだけになってしまいます。

また、使用前、使用中の中止基準についても検討します。使用前後での評価項目について定めておくことも機器によっては重要なこととなります。

活用マニュアルとは直接は関係しませんが、介護ロボット・ICT 機器の導入にあたっての研修計画を立てておくことも非常に重要です。研修のスケジュールや到達目標を定めることで、取りこぼしなくすべての職員が一定以上の水準で活用することができるスキルを身につけられるようにします。

こうして作成したマニュアルは介護職員だけでなく、施設全体で共有します。

<u>〇〇（製品名）活用マニュアル</u>	
導入目標：	
担当者：（メーカー、販売代理店） 連絡先：	作成日： 年 月 日 改訂日： 年 月 日 作成者：〇〇 〇〇
<b>利用者情報</b>	
氏名：	対象業務：
<b>本人の状況：</b> ・ 下肢筋力低下により転倒リスクが高いが、理解できていない ・ 夜間は眠剤を服用しているため、歩行は困難、ふらつきあり ・ 一つひとつゆっくり指示すれば、自力動作は可能	
<b>注意事項：</b> ・ 機器の使用についての理解がないので、訪室の仕方に注意が必要	
<b>設置場所：</b> ・ センサー：居室／エアコンの下 ・ モニター：詰所 ・ 端末： 不使用時は充電器に挿して保管＞充電器は詰所背面の棚	
<b>使用時間：</b> 就寝（20：00）～起床（7：00）	
備考：	
<b>使用方法</b>	
使用手順：	
発報時の対応手順：	
使用時の留意点：	
情報共有と注意喚起：	
緊急時の連絡先・対応：	
<b>その他特記事項：</b> ・ 端末のバッテリー残量のチェック	

図 5 機器活用マニュアルの例

※本テキストの無断転載を禁ずる